

議第 1 1 1 号

高島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 1 月 2 9 日

高島市長 福 井 正 明

---

高島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 高島市職員の給与に関する条例（平成 1 7 年高島市条例第 4 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 8 条第 2 項第 1 号中「1 0 0 分の 9 5」を「1 0 0 分の 1 0 5」に、「1 0 0 分の 1 1 5」を「1 0 0 分の 1 2 5」に改め、同項第 2 号中「1 0 0 分の 4 5」を「1 0 0 分の 5 0」に、「1 0 0 分の 5 5」を「1 0 0 分の 6 0」に改める。

別表第 1 および別表第 2 を次のように改める。

第2条 高島市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第28条第2項第1号中「100分の105」を「100分の100」に、「100分の125」を「100分の120」に改め、同項第2号中「100分の50」を「100分の47.5」に、「100分の60」を「100分の57.5」に改める。

付 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条および付則第4項および第5項の規定は、令和5年4月1日から施行する。

(期末手当および勤勉手当に関する特例措置)

2 保育士等職員に対する第28条第2項第1号の規定の適用については、同号中「100分の105」とあるのは「100分の95」と、「100分の125」とあるのは「100分の115」とする。

3 保育士等職員の再任用職員に対する第28条第2項第2号の規定の適用については、同号中「100分の50」とあるのは「100分の45」と、「100分の60」とあるのは「100分の55」とする。

4 保育士等職員に対する第28条第2項第1号の規定の適用については、同号中「100分の100」とあるのは「100分の95」と、「100分の120」とあるのは「100分の115」とする。

5 保育士等職員の再任用職員に対する第28条第2項第2号の規定の適用については、同号中「100分の47.5」とあるのは「100分の45」と、「100分の57.5」とあるのは「100分の55」とする。

(調整規定)

6 この条例および地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年高島市条例第 号）に同一の条例の規定についての改正規定がある場合において、当該改正規定が同一の日に施行されるときは、当該条例の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例によってまず改正され、次いでこの条例によって改正されるものとする。